

OITA CITY 2025

CORPORATE LOCATION GUIDE

大分市企業立地ガイド



総人口

471,290人(令和7年3月)
(男性:226,801人／女性:244,489人)

世帯数

233,184世帯

面積

502.39km²(令和7年度)

製造品
出荷額等

全国 8 位

九州 1 位

3兆8,568億9,404万円

(2023年経済構造実態調査)

海・山・川の全てがそろった 優れた環境

本市の地勢は、市域の約半分を森林が占め、これらの山々を縫うように県下の二大河川である大野川、大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。北部沿岸海域は水深が深い良港となるなど、自然と都市が近接しており、優れた生活環境を有しています。



賑わいと癒しが共存し、 歩きたくなる街

古くから貿易や産業が発展し、南蛮文化がいち早く花開いた本市は産業都市でありながら、歴史と文化、自然を楽しめるスポットも多く、観光にもってこいの街です。

山と海の幸を満喫、 おおいたのうまいもん

豊予海峡の荒波に揉まれて身が引き締まった「関あじ・関さば」は、全国的に知られていますが、その他にも郷土料理の「とり天」や「だんご汁」、豊後水道で捕れる「大分ふぐ」、「おおいた豊後牛」など山と海の幸が満喫できます。



大分県立美術館「OPAM」



大分市美術館



大分ふぐ



関あじ・関さば



国立自然公園高崎山自然動物園



おおいたマリンパレス水族館「うみたまご」



だんご汁



とり天



佐賀関製錬所

佐賀関漁港

大在・鶴崎

197

217



大分市では、産業の振興及び雇用機会の拡大を目的として、市内において事業所の新設等を行う企業の設備投資や新規雇用等を支援するため、「企業立地促進助成金」「情報通信関連産業支援助成金」「本社機能移転促進助成金」の3つの助成措置を講じています。

企業立地促進助成金

合計限度額 【新設】6億円 【増設、移設】4億円

対象要件 ※助成対象となるためには、「設備投資額」と「新規雇用従業員の数(従業員の数)」の両方の要件を満たす必要があります。

【設備投資支援及び雇用促進支援】

業種	設備投資額(注2)	新規雇用従業員の数(純増)
製造業	【新設】大企業10億円以上／中小企業1億円以上	【新設】大企業20人以上／中小企業5人以上
製造業以外の産業(注1)	【増設、移設】大企業10億円以上／中小企業5,000万円以上	【増設、移設】大企業10人以上／中小企業2人以上

【脱炭素投資支援】

業種	設備投資額	従業員の数
製造業	脱炭素投資額(注3)が3,000万円以上	事業計画書提出日における従業員の数以上であること

(注1) 情報通信関連産業支援助成金の対象となる産業を除き、かつ、県、市等により造成された産業用地又は大分市産業用地開発支援事業の指定を受け開発された産業用地への立地に限ります。

(注2) 設備投資額とは、事業計画書提出日から事業開始の前日まで(最長5年間)において、企業の立地に必要な土地、家屋及び償却資産の取得に要する経費をいいます。

(注3) 脱炭素投資額とは、設備投資額のうち、経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」及び「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」の対象設備として、経済産業省が指定する団体((一社)環境共創イニシアチブ)が当該団体のホームページ等で公表する設備等の取得に要する経費をいいます。

助成内容

助成金の区分	助成額	限度額
設備投資支援	設備投資額(注4)×6% 機械等の賃借に係る設備投資額×25%(1年間)	【新設】5億円 【増設、移設】3億円
雇用促進支援	新規雇用従業員の数×50万円(限度額1億円)	
脱炭素投資支援	脱炭素投資額×10%	1億円



詳細はこちらから

(注4) 脱炭素投資支援の対象になる場合、脱炭素投資額を除きます。ただし、脱炭素投資額が10億円を超える場合にあっては、当該10億円を超える部分の額を含みます。

情報通信関連産業支援助成金

合計限度額 2億8,000万円

対象要件

	業種	新規雇用従業員の数(純増)
A	ソフトウェア業、インターネット附随サービス業 情報処理・提供サービス業、デザイン業、機械設計業	3人以上
B	コールセンター業、BPO業	30人以上

助成内容

助成金の区分	助成額		
設備投資支援	設備投資額×5%		
雇用促進支援	業種	正規雇用者	非正規雇用者(短時間労働者含む)
	A	正規雇用従業員の数×50万円(3年間) ※ただし、2,3年目については前年度の数と比較して増加した人数×50万円	非正規雇用従業員の数×3万円(3年間) ※ただし、2,3年目については前年度の数と比較して増加した人数(新規雇用従業員に限る)×3万円 ※業務内容等によって、1人あたり10万円となる場合があります。
	B	前年度の数と比較して増加した人数×50万円	非正規雇用従業員の数×3万円(3年間) ※ただし、2,3年目については前年度の数と比較して増加した人数(新規雇用従業員に限る)×3万円
事業運営支援	オフィス賃借料×3分の1(3年間)		
	通信回線使用料(従量分)×2分の1(3年間) (限度額2,100万円)		
	システムの使用料×5%(3年間)		
	ファイナンスリースによる物件取得費用×5%(3年間)		



詳細はこちらから

本社機能移転促進助成金

合計限度額 3 億円

対象要件

対象施設	新規雇用従業員の数(純増)	その他
●調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門又は管理業務部門のために使用される施設 ●研究所として使用される施設	大企業 10 人以上 中小企業 3 人以上	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者でないこと

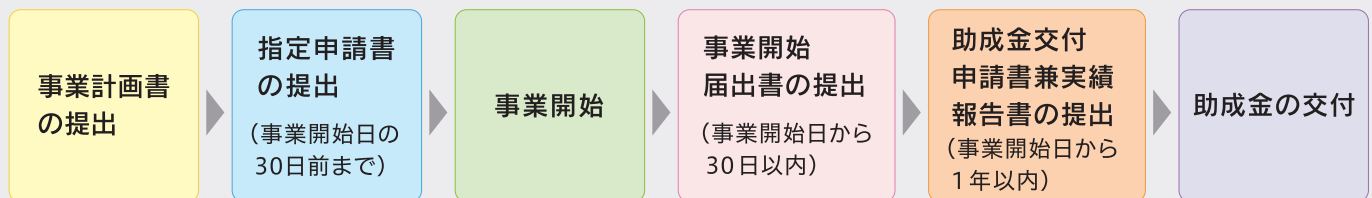
助成内容

助成金の区分	助 成 額	
設備投資支援	設備投資額×10%	
雇用促進支援	正規雇用者	非正規雇用者(短時間労働者含む)
	正規雇用従業員の数×60万円(3年間) ※ただし、2,3年目については 前年度の数と比較して 増加した人数×60万円	非正規雇用従業員の数×20万円(3年間) ※ただし、2,3年目については 前年度の数と比較して増加した人数 (新規雇用従業員に限る)×20万円
事業運営支援	オフィス賃借料等×2分の1(2年間)	



詳細はこちらから

助成金交付までの流れ



※情報通信関連産業支援助成金又は本社機能移転促進助成金の交付を受けた事業者は、第2年度以降についても「助成金交付申請書兼実績報告書」の提出が必要となります。詳細はお問合わせください。

その他の注意事項について

区分	内容
設備投資について	●事業所の新設、増設、又は移設に必要な土地、家屋及び償却資産であること。 ※対象になるかは個別にご相談ください。 ●事業計画書提出日から事業開始の前日まで(最長5年間)に取得した資産であること。 ただし、この期間において別の設備投資計画に基づき、設備投資支援を受けた(受ける予定を含む)場合は、それに係る設備投資等が完了した日以降に取得した資産に限る。
雇用について	●対象要件における新規雇用従業員とは、事業所の新設等に伴い、事業計画書提出日の翌日以後に新たに就業することとなる正規雇用従業員又は非正規雇用従業員であって、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であるものをいう。 ただし、各助成金の算定に係る新規雇用従業員については、市内に居住するものに限る。 ●助成金の算定に係る新規雇用従業員数は、助成金の額の確定の日から5年間これを下回らないこと。
助成金の交付について	●単年度の助成金額の上限は2億円であり、助成金額が2億円を超える場合は2年以上に渡る分割交付となる。 ●助成金を交付している期間中は、新たな事業計画に係る助成金の交付ができない。
新設、増設、移設の定義について	●「新設」とは、市内に事業所を有しない企業が、市内に事業所を設置することをいう。 ●「増設」とは、市内に事業所を有する企業が、事業規模を拡大する目的で、当該事業所の全部を廃止することなく、当該事業所を拡張し、当該事業所の設備を更新し、又は新たに市内において事業所等を設置することをいう。 ●「移設」とは、市内に事業所を有する企業が、事業規模を拡大する目的で、当該事業所の全部を廃止した上で新たに市内において事業所を設置することをいう。

産業用地を整備する民間事業者を支援します。

産業用地開発支援事業

民間事業者による産業用地の開発事業を募集し、応募があった場合には、その内容を審査した上で、産業用開発支援事業として指定し、当該開発を実施する民間事業者を支援します。

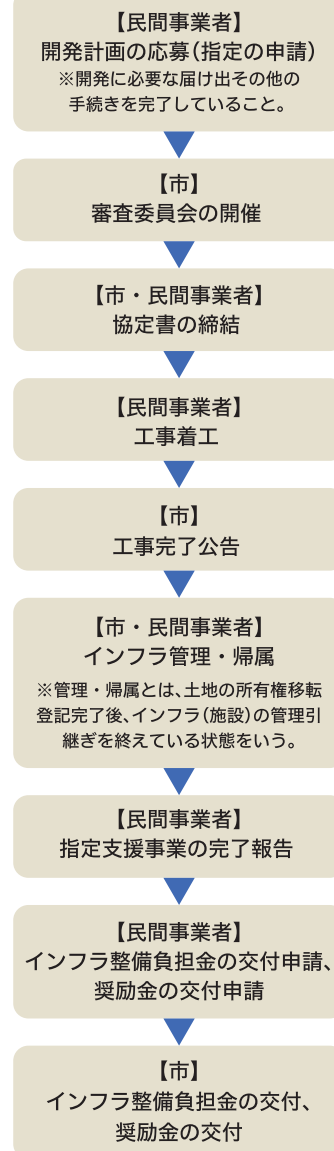
主な要件

- (1) 対象地域：市内4箇所のインターチェンジ(大分、大分光吉、大分米良、大分宮河内)及び大分港大在コンテナターミナルの周辺(概ね1.5km以内)
※市街化調整区域については概ね1km以内
- (2) 開発規模：概ね5ヘクタール以上
- (3) 分譲対象業種：「製造業」を営む者のうち専ら物品の製造や加工等を行う施設を設置しようとする者、又は、「卸売業」「物流業(運送業、倉庫業等)」を営む者のうち物流施設を設置しようとする者
※関係法令及び「市街化調整区域内地区計画ガイドライン」を遵守すること
- (4) その他
 - 開発に必要な届け出その他の手続を完了していること
 - 複数社への分譲を予定している開発計画であること
 - 国税等の滞納がないこと、暴力団員でないこと

支援内容

産業用地開発支援事業として指定を受けた事業(指定支援事業)を行った民間事業者に対して、インフラ整備負担金及び奨励金を交付します。

インフラ整備負担金	奨励金
(交付対象) 産業用地及びその周辺のインフラ整備(整備後、市に帰属する「道路」、「水道施設」、「排水施設」)に係る費用 (交付額) 「事業者が整備に要した費用」と「市が自ら施工した際に想定される整備費用相当額」のいずれか低い額 (上限額) 産業用地の面積1ヘクタール当たり2,500万円 産業用地1箇所当たり5億円	(交付額) 売却に至らなかった分譲地に係る固定資産税等の額から、申請時点において課税されていた固定資産税等の額を減じた額(千円未満切捨て) (交付対象期間) 最長5年度分(ただし、分譲地が賃貸借等の場合は、奨励金を交付しません。) (交付時期) 固定資産税等の納付が確認できた翌年度から、年度ごとに支払います。※奨励金の交付申請については、固定資産税等の納付を完了した日の属する年度の翌年度から、年度ごとに申請を行う必要があります。



応募方法

指定の申請を希望する事業者は、開発に必要な許認可等を受けた後、開発工事着工前までに、「大分市産業用地開発支援事業指定申請書(様式第1号)」に必要書類を添付の上、下記提出先へご提出ください。



詳細はこちらから

その他の注意事項等について

- 申請に当たっては、事前に創業経営支援課企業立地担当班へご相談ください。
- 「大分市産業用地開発支援事業」と「大分市産業用地整備加速化補助金」との併用は可能です。ただし、補助事業の重複はできません。
- 「大分市産業用地整備加速化補助金」の対象地域となるためには、当該用地が県により開発候補地として登録されている必要があります。この登録には所定の手続きがあり、一定の期間を要しますので、詳細についてはお問合せください。
- 補助金等の交付を受けた民間事業者は、完了報告書を提出した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年を経過するまでの間、当該事業に係る産業用地について、その用途を変更することはできません。

産業用地整備加速化補助金

民間事業者による産業用地の整備に向けた事業計画を募集し、応募があった場合には、その内容を審査した上で、産業用地整備加速化補助金事業計画として認定し、当該事業を実施する民間事業者を支援します。

主な要件

- (1)対象地域：市内全域
(ただし、県による開発候補地としての登録が必要です。詳細についてはお問合せください。)
- (2)開発規模：2ヘクタール以上
- (3)分譲対象業種：製造業、商品検査業(半導体の検査に係るものに限る。)、
道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業を営む者
- (4)その他
- 産業用地を新たに整備することを目的とした事業であること
 - 当該事業に必要な届け出その他の手続を完了していること
 - 国税等の滞納がないこと、暴力団員でないこと

支援内容

産業用地整備加速化事業計画の認定を受けた事業(認定事業)を行った民間事業者に対し、補助金を交付します。

(交付額)

補助対象事業ごとに、「事業者が事業に要した費用」と「市が自ら施工した際に想定される整備費用相当額」のいずれか低い額に補助率を乗じた金額(千円未満切捨て)

補助対象事業、補助率、補助限度額は下図のとおりです。

補助対象事業	補助率	補助限度額(1ヘクタール 当たりの上限額)
基本設計	1/2	1億2,000万円(500万円)
詳細設計	1/2	1億5,000万円(600万円)
進入路及び排水路等の新設又は改良	2/3	3億7,500万円(1,500万円)
産業廃棄物に係る専用処理施設の設置又は改良	2/3	3億7,500万円(1,500万円)
送配電線施設の設置又は改良	2/3	3億7,500万円(1,500万円)
緑地、屋外運動場等の団地共通施設※の設置	2/3	2,250万円(150万円)
地質調査	1/2	3,750万円(150万円)
水質・水量調査	1/2	3,750万円(150万円)
適地調査	1/2	2,250万円(150万円)
用地測量	1/2	6,000万円(250万円)
地形測量	1/2	3,000万円(150万円)
区画道路及び調整池の新設又は改良	2/3	3億7,500万円(1,500万円)

※団地共通施設は、原則として、複数の区画を有する大規模な団地内に設置される施設であって、その面積が産業用地の総面積の3%以上を占め、市が管理を行うものであること。

応募方法

認定の申請を希望する事業者は、当該事業に必要な届け出その他の手続を完了した後、当該事業着手前までに、「大分市産業用地整備加速化事業計画認定申請書(様式第1号)」に必要書類を添付の上、下記提出先へご提出ください。

お問い合わせ・提出先

大分市商工労働観光部 創業経営支援課(企業立地担当班)
〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
TEL:097-537-7014 FAX:097-533-6117 E-mail:kisou@city.oita.oita.jp

事業
スキーム

【民間事業者】
事業計画の応募(認定の申請)
※当該事業に必要な届け出その他の
手続きを完了していること。

【市】
県に対する開発候補地の
登録手続き

【市】
審査委員会の開催

【市】
認定事業計画の認定

【民間事業者】
認定事業の着手、
着手届出書の提出

【民間事業者】
認定事業整備事業費の報告
※認定事業に係る事業費が確定
したときに報告

【民間事業者】
認定事業の完了報告

【民間事業者】
補助金交付請求

【市】
補助金の交付



詳細はこちらから

中小企業者等が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に、先端設備等導入計画に係る本市の認定を受け、当該期間内に設備を導入する場合、固定資産税が3年間2分の1となる特例措置を設けています。また、中小企業の前向きな投資を後押しするため、当該計画において「3%以上の賃上げ表明」を行う場合、より有利な特例率や期間が適用されます。

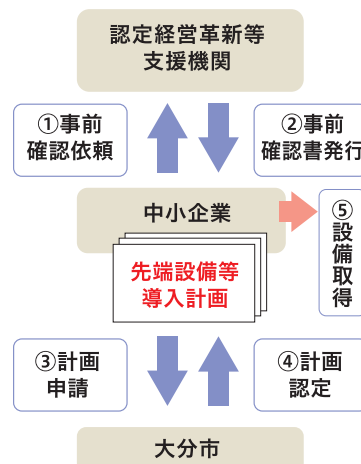
先端設備等導入計画

中小企業者等が、計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画（先端設備等導入計画）を策定し、本市の導入促進基本計画に合致する場合に認定を受けることができます。

主な要件

要件	内容
中小企業者等の規模	中小企業等経営強化法第2条第1項に定める中小企業者
計画期間	3年間、4年間又は5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上すること 計算式 $\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$ （労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備であること 【減価償却資産等の種類】 ●機械装置 ●測定工具及び検査工具 ●器具備品 ●建物附属設備 ●ソフトウェア
計画内容	●基本方針及び導入促進基本計画に適合するものであること ●先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ●認定経営革新等支援機関（商工会議所、金融機関等）において事前確認を行った計画であること

先端設備等導入計画の認定フロー



固定資産税の特例

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等のうち、以下の要件を満たした場合、固定資産税の特例を受けることができます。

区分	内容
特例措置	●1.5%以上の賃上げ表明されたもの：3年間、課税標準を1/2に軽減 ●3%以上の賃上げ表明されたもの：5年間、課税標準を1/4に軽減 ※令和9年3月31日までに取得した設備に限る。
対象者	●資本金又は出資金の額が1億円以下の法人 ●資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ●常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 ※ただし、以下に該当する法人は対象者から除かれます。 ●同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人 ●2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
対象設備	●年平均の投資利益率（下記計算式を参照）が5%以上とすることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること 【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】 ①機械装置（160万円以上） ②測定工具及び検査工具（30万円以上） ③器具備品（30万円以上） ④建物附属設備（60万円以上） ※④については、家屋と一体となって効用を果たすものを除く。 計算式 $\frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}^{※1}) \text{の増加額}^{※2}}{\text{設備投資額}^{※3}}$ ※1 会計上の減価償却費 ※2 設備の取得等をする翌年度以降3年度の平均額 ※3 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額
その他	●生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ●中古資産でないこと ●計画認定後に取得した設備であること ※固定資産税の特例措置が受けられる対象者は、先端設備等導入計画における中小企業者等の規模要件とは異なります。

賃上げ表明

固定資産税の特例を適用するため、賃上げ方針の表明を計画に位置づける必要があります。

※雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上、又は3%以上となる賃上げ方針の表明が必要

計算式

$$\text{雇用者給与等支給額の増加率} = \frac{[A] - [B]}{[B]}$$

[A] 計画認定の申請日の属する事業年度（※）又は当該申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額
 （※）令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。

[B] 当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額



詳細はこちらから

本市では、企業活動の拡大や新たな企業立地の促進、雇用の創出といった本市の産業振興と環境保全との調和を図ることを目的に令和2年12月に条例を制定し、緑地等の面積率の基準を緩和しています。

市独自の緑地等面積率の基準

地域・区域	緑地等の面積率
準工業地域(住居と工業の用に供されている区域)	15%以上
工業地域・工業専用地域(主として、工業の用に供されている区域)	10%以上
用途地域の定めのない地域等(調整区域・都市計画区域外の区域)	10%以上

※上記以外の地域(住居系・商業系地域)については、これまでどおり国の基準(25%以上)を適用します。

景観・環境に配慮した取組に関する計画書の提出

工場の新增設の際に、緑地等面積率が25%を下回る場合、市に環境や景観に配慮した取組の実施に関する計画書を提出してください。

※緑地等面積率を25%以上整備する場合は提出不要です。

景観に配慮した取組

- 敷地周辺部の樹木の配置
- 工場壁面の緑化 等

環境に配慮した取組

- 工場周辺等の美化活動
- 植樹活動
- 公園管理への物的支援 等



詳細はこちらから

本市では、過疎地域の産業振興を促進しており、過疎地域において製造業、情報サービス業等を営む事業者が一定の事業用資産を取得した場合、固定資産税の税制優遇を受けることができます。

税制優遇の内容

【対象地域】 佐賀県地域全域及び野津原地域全域

【対象業種】 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業(下宿営業を除く)

【取得価格要件】

対象者	対象業種	資本金の額	取得等の区分	対象設備等の取得等の額(※土地を除く)
青色申告書を提出する法人又は個人	製造業又は旅館業(下宿営業を除く)	5,000万円以下	新設又は増設若しくは改修等	500万円以上
		5,000万円超1億円以下	新設又は増設に限る	1,000万円以上
		1億円超	新設又は増設に限る	2,000万円以上
	農林水産物等販売業又は情報サービス業等	5,000万円以下	新設又は増設若しくは改修等	500万円以上
		5,000万円超	新設又は増設に限る	

【対象資産】 償却資産(機械、装置、構築物)、家屋、土地(対象家屋の敷地)

令和6年4月1日から令和9年3月31日までに取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る。

【課税免除期間】 初年度以降3年間



詳細はこちらから

本社機能の移転・拡充を行う場合、計画段階（着手前）に「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」等を県に申請し、認定を受けることにより、課税の特例や債務の保証等の優遇措置を受けることができます。

対象者

- 移転型 東京23区にある本社機能を大分県内に移転する事業者
- 拡充型 東京23区以外にある本社機能を大分県内に移転する事業者、大分県内にいる本社機能を拡充する事業者

本社機能（特定業務施設）の範囲

	複数の事業所に対する業務又は全社的な業務を行うもの	
事務所	調査・企画部門	事業・商品等の規格・立案や市場調査を行っている部門
	情報処理部門	自社のためのシステム開発・プログラム作成等を専門的にを行っている部門（商業に関するものは×）
	研究開発部門	基礎研究・応用研究・開発研究を行っている部門
	国際事業部門	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門
	その他管理業務部門	総務・経理・人事の管理業務を行っている部門
	情報サービス事業部門	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、インターネット附随サービス等を行っている部門
	商業事業部門の一部	専ら事業所内において電話やオンラインツールを活用して行われる営業・購買業務を行う部門
	サービス事業部門の一部	調査企画、情報処理、研究開発、国際事業、その他管理の受託に関する業務を行う部門
研究所	事業者による研究開発において重要な役割を担うもの（工場内の研究開発施設も含む）	
研修所	事業者による人材育成において重要な役割を担うもの	

計画の認定要件

1. 大分県認定地域再生計画（大分県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト）に適合するものであること
2. 特定業務施設において常用雇用の従業員数が5人（中小企業者1人）以上増加するものであること
（移転型の場合は、特定業務施設を事業の用に供する日から同日以後1年を経過する日までに過半数が東京23区にある事業所からの転勤者で、以後計画期間中は1/4以上であること）
注）常用雇用とは、週の所定労働時間が20時間以上で、雇用期間の定めがない又は反復更新される場合をいう。



詳細はこちらから

優遇措置の概要

地方税の課税の特例（令和8年3月31日までの計画認定が必要）

対象：土地・特定業務施設の用に供する減価償却資産 取得価格要件：合計額が3,800万円以上（中小企業者等：1,900万円）

	移転型	拡充型
法人事業税	課税免除（3年間）	－
不動産取得税	課税免除	1/10課税
固定資産税	課税免除（3年間）など	1年目：1/10、2年目：1/3、3年目：2/3課税など

○計画認定日の翌日以後3年以内に供用開始したものが対象 ○固定資産税の不均一課税については、市町村によって課税割合が異なる場合があります。

法人税の課税の特例（令和8年3月31日までの計画認定が必要）

【オフィス減税】取得資産に係る法人税等の特別償却又は税額控除

対象：建物・附属設備・構築物 取得価格要件：合計額が3,500万円以上（中小企業者等：1,000万円）

移転型	拡充型
特別償却25%又は税額控除7%	特別償却15%又は税額控除4%

限度額：税額控除は、当期法人税額等の20%

- 本社機能に係る部分のみが対象（床面積按分により算出） ○計画認定日の翌日以後3年以内に供用開始したものが対象
○親会社が取得したオフィスなどに子会社が入り、事業の用に併した場合は対象外 ○事業の用に供したことのないもののみが対象

【雇用促進税制】増加した従業員に係る法人税等の税額控除

要件：適用年度、その前事業年度、前々事業年度中に事業主都合による離職者がいない

移転型	拡充型
初年度：最大90万円/人（50万円＋上乗せ分40万円） 3年間計：最大170万円/人	初年度のみ：30万円/人
●増加雇用者が転勤者の場合は減額（-10万円/人） ●法人全体の雇用者増加数が上限	

限度額：当期法人税額等の20%

※オフィス減税と雇用促進税制の同一年度の併用は不可（オフィス減税と雇用促進税制の上乗せ分は併用可）

日本政策金融公庫による低利融資	中小企業基盤整備機構による債務保証
中小企業事業の設備資金：2.7億円まで特別利率③（その他運転資金等は基準利率） ●詳細は、本社を管轄する日本政策金融公庫本店（中小企業事業）にお問い合わせください。	社債発行、社債発行及び金融機関からの借入れに対する債務保証 ●当該事業の実施に必要な資金を調達するために行うものが対象です。 ●債務保証審査は、中小企業基盤整備機構の審査に基づき決定します。 ●詳細は、中小企業基盤整備機構にお問い合わせください。

計画段階(着手前)に「地域経済牽引事業計画」を県に申請し、承認を受けると、以下の各種優遇措置を受けられます。

地域経済牽引事業計画の承認要件(県)

(1) 下記対象産業で、かつ付加価値額(※1)が4,600万円以上(※2)増加すること

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| ①自動車関連産業 | ⑥食品・農林水産関連産業(県内の特産物を活用した場合に限る) |
| ②電子・電気・機械関連産業 | ⑦サービス産業(県内の観光資源を活用した場合に限る) |
| ③素材型産業・造船関連産業 | ⑧デジタル関連産業 |
| ④医療関連機器産業 | ⑨航空宇宙関連産業 |
| ⑤環境・エネルギー関連産業 | ⑩物流関連産業 |

(※1) 付加価値額 = 売上高 - 費用総額(売上原価 + 販売費及び一般管理費) + 給与総額 + 租税公課

(2) 次のいずれかを満たすこと(県内の事業所で判断します)(※3)

- ① 県内の事業者間での取引額が開始年度比で1,500万円増加
- ② 雇用者数が開始年度比で10人増加
- ③ 売上げが開始年度比で3億3,000万円増加
- ④ 給与等支給額が開始年度比で3,000万円増加

(※2) (※3) 事業計画期間を5年と想定した値。それよりも計画期間が短い場合は、その計画期間を5年で按分した値。



詳細はこちらから

優遇措置の概要

地方税(不動産取得税、固定資産税)の課税の特例

※国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります。

【要件】

(1)～(4)をすべて満たすこと ※詳細な要件は大分県のHPでご確認ください。

(1)投資額要件(令和10年3月31日までに取得したもの)

業種	金額		その他必要事項
	対象資産	取得価格	
農林漁業関連	土地・建物・附属設備・構築物	合計5,000万円超	前年度減価償却費※の25%以上 ※対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の分を合算
その他業種	土地・建物・附属設備・構築物	合計1億円超	

(2)売上高伸び率が一定以上増加すること

(3)その他(投資収益率、労働生産性等の基準を満たす必要があります)

(4)青色申告書を提出する法人であること

【優遇内容】

不動産取得税	課税免除	○免税の対象資産=土地・建物・附属設備・構築物 ○土地は取得日の翌日から1年以内に建物等の建設に着手した場合のみ対象 ○直接事業の用に供する部分が対象(垂直投影面積按分で算出)
固定資産税	課税免除(初年度から3年間)など	

法人税の課税の特例

※国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要があります。

【要件】

(1)「投資額≧1億円」かつ「投資額≧前年度減価償却費の25%」(令和10年3月31日までに取得したもの)

(2)～(4)は「地方税(不動産取得税、固定資産税)の課税の特例」と同様

【優遇内容】

対象設備	特別償却	税額控除	(※4) ①直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上であること ②直近2事業年度の平均付加価値額が50億円以上、かつ、3億円以上の付加価値額を創出すること ③地域経済の成長と発展に資する業種に該当する事業であって、設備投資額が10億円以上であること 上記①～③のいずれかを満たし、労働生産性の伸び率&投資収益率が5%以上であって、1億円以上の付加価値額を創出すること (※5) ○産業競争力強化法に定める特定中堅企業であって、経営力の確認を受けていること ○パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること ○設備投資額が10億円以上であること ○上乗せ類型(※4)①②の要件を満たし、労働生産性の伸び率&投資収益率が5%以上であること
機械装置・器具備品	35%	4%	
上乗せ要件※4を満たす場合	50%	5%	
中堅企業枠※5を満たす場合	50%	6%	
建物・附属設備・構築物	20%	2%	

●本制度支援対象の投資限度額は80億円です。

●特別償却は限度額まで償却費を計上しなかった場合その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

●税額控除は当該事業年度の法人税額等の20%が上限です。

●対象資産を貸付の用に供する場合や中古資産の取得は、本制度支援対象となりません。

その他

(1)日本政策金融公庫による設備資金貸付利率の引下げ (2)信用保証協会による保証の別枠化
(3)公益財団法人食品等流通合理化促進機構が行う債務保証
(4)特許料等の軽減(中小企業者に限る)及び地域団体商標に係る登録料等の軽減
詳細は、各団体等にお問い合わせください。

陸路・海路の利便性も充実

本市は鉄道3線や高速道路など県内外からの主要幹線道が合流しており、また、豊後水道を經由して内外に通じる海上交通が発達し、九州の東の玄関口として経済活動の一大拠点を担っています。



鉄道

東京(新幹線)	約6時間30分
新大阪(新幹線)	約3時間50分
博多	約2時間
北九州	約1時間20分
熊本	約2時間40分
宮崎	約3時間
鹿児島	約4時間

大分市

バス

京都-大阪	約12時間20分
博多	約2時間20分
長崎	約3時間
熊本	約4時間

大分市

自動車

福岡	約2時間
熊本	約3時間
宮崎	約2時間50分

大分市

飛行機(国内線)

東京(羽田)	約1時間25分
東京(成田)	約1時間40分
名古屋(中部)	約1時間5分分
大阪(伊丹)	約55分
空港特急バス「エアライナー」 (大分空港～別府・大分線)	約65分

大分
空港
(国東市)

飛行機(国際線)

ソウル(仁川)	約1時間30分
台北(桃園)	約2時間00分

大分
空港
(国東市)

船(フェリー)

神戸	約11時間20分
三崎	約1時間10分

大分市

船/国内

東京(有明)博多	(RORO船 週3便)
東京(有明)・苅田	(RORO船 週1便)
清水(RORO船)	週3便
神戸(コンテナ船)	週3便

大分市

船/国外

中国(上海)	(コンテナ船 週1便)
韓国(釜山)	(コンテナ船 週3便)
釜山、光陽	(コンテナ船 週1便)
台湾(基隆、台中、高雄)	(コンテナ船 週1便)

大分市